

「買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について」に寄せられたパブリック・コメントの結果について

当取引所では、買収防衛策の導入に係る上場制度の整備等について、その要綱を本年1月24日に公表し、2月3日までの間、広く意見の募集を行い、その結果、2件のコメント（法曹実務家）が寄せられました。

本件に関してお寄せいただいた主なコメントの概要及びそれに対する当取引所の考え方は以下のとおりです。

また、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらについては今後の上場制度の整備に当たっての参考とさせていただきます。

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>・新株予約権の発行決議を伴わず、かつ新株予約権の要項を詳細に決定せずに行う事前警告型の防衛策は、上場制度上の「買収防衛策」に該当するか。</p>	<p>買収防衛策の定義における「新株又は新株予約権の発行を行うこと等」には、事前警告を行うことが含まれます。また、当該買収防衛策の導入とは、事前警告の具体的内容を決定したことを指しますので、事前警告型の買収防衛策の決定は、上場制度上、買収防衛策の導入であると解されます。</p> <p>事前警告型の買収防衛策の導入の段階では新株又は新株予約権の発行に係る適時開示の義務は生じませんが、当該情報が投資者の投資判断に著しい影響を与える場合には、適時開示が義務付けられることとなります。</p> <p>他方、事前警告型の買収防衛策の導入については尊重義務が適用されます。ただし、新株予約権の要項などが事前に決定していない場合には、透明性・流通市場への影響・株主権の尊重の各尊重事項については特段留意すべき点はなく、事実上は開示の十分性についてのみ尊重していただければ足りります。</p>
<p>・種類株の発行や定款の定めによる買収防衛策は、上場制度上の「買収防衛策」に該当するか。</p>	<p>買収防衛策の定義における「新株又は新株予約権の発行を行うこと等」には、事前警告を行うことのほか、種類株式の発行や定款の定めを行うことも含まれるため、これらの具体的内容の決定をもって、上場制度上の買収防衛策の導入であると解される可能性があります。</p>

<p>・尊重義務に違反した状態が一定期間継続すると、上場廃止に至るということはあるか。</p>	<p>尊重義務のみに違反した上場会社に対して当取引所がとる措置は、投資者に対する注意喚起のための公表措置のみであり、当該状態が一定期間継続することをもって上場廃止や改善報告書の徴求といった措置をとることはありません。</p>
<p>・定款変更に係る適時開示について、どの段階で決定があったものとして開示が義務付けられるか。</p>	<p>上場会社の業務執行を決定する機関が定款の変更を行うことを決定した場合に、開示が義務付けられます。具体的には、取締役会が、定款の変更を株主総会に付議することを決議した段階で、開示が義務付けられます。</p>

以上